

## 平成27年度岐阜県防災会議原子力専門部会 議事録

### ◆ 日時

平成28年3月1日 10:00～11:30

### ◆ 場所

岐阜県防災交流センター 1階 大会議室

### ◆ 出席者

<委員（50音順）>

井口 哲夫 名古屋大学大学院教授（部会長）  
伊藤 進 岐阜県消防長会会長・岐阜市消防本部消防長  
小寺 隆司 大垣市危機管理専門官（代理出席）  
宗宮 孝生 揖斐川町長  
山澤 弘実 名古屋大学大学院教授  
山本 章夫 名古屋大学大学院教授  
渡邊 健彦 岐阜県農業協同組合中央会常務理事（代理出席）

<オブザーバー（50音順）>

木村 隆一 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官  
巻田 公喜 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官  
高尾 和博 原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官

<岐阜県（事務局）>

河合 孝憲 危機管理部長  
井川 孝明 危機管理部次長  
水野 昭人 危機管理部危機管理政策課原子力防災室長  
棚橋 幸治 危機管理部危機管理政策課原子力防災係長  
鷺見 和良 危機管理部危機管理政策課原子力防災係主任

○水野原子力防災室長

ただ今から平成27年度岐阜県防災会議原子力専門部会を開催いたします。私は、危機管理政策課原子力防災室長の水野と申します。それでは、専門部会の開会にあたり、危機管理部長の河合からごあいさつさせていただきます。

○河合危機管理部長

本日は大変お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。鹿児島県の川内原発を皮切りに、お隣の福井県でも高浜原発が今稼働中です。若干問題があったようでございますけど、そうした中で、今年度、国の原子力災害対策指針が2度改正されております。それに伴いまして県の防災計画も見直したいという事で本日改定案を審議賜りたいと考えております。また、本日は大変お忙しい中、内閣府、原子力規制庁から3名の方に参加いただきありがとうございます。後程、高浜地域の緊急時対応の現状について御説明いただきたいと思います。それでは進めて参りますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○水野原子力防災室長

それでは、続きまして、本日の出席者でございますが、お配りの名簿を御覧いただきたいと思いますが、大垣市からは当初、馬淵生活環境部長さんの御出席と伺っておりましたが、急遽小寺隆司危機管理専門官の出席に代えさせていただきますので、ここで、御訂正させていただきます。それと、今年6月に岐阜県農業協同組合中央会会長が交代されたことに伴いまして、櫻井宏様を新たに御推薦いただいております。本日は渡邊常務理事に代理で御出席いただいております。また、本日は、先ほど河合から説明があったとおり、オブザーバーとして、内閣府原子力防災専門官の木村様、巻田様、原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官の高尾様の御3名にオブザーバーとして参加いただいております。それでは、以後の進行は井口部会長様に引継ぎいたしますので、よろしくお願いいたします。

○井口部会長

はい。それでは私の方で議事を進めて参りたいと思います。

まず、議事に入ります前に、傍聴の方には、事前に御配りしておりますお願い文書に記載してあります事項につきまして、御留意をお願いしたいと思います。

それでは議題に入りたいと思います。本日ににつきましては、今年度の原子力災害対策指針の改定を踏まえた地域防災計画修正案について御審議いただきたいというのと、それから、県の防災訓練の取り組みの報告を受け、御意見をいただきたいと思います。専門のこういう会議ですので、専門のコメントをいただけたら嬉しいと思います。では、本日の議題1の「岐阜県地域防災計画修正について」ということで、事務局の方から御説明いただきたいと思います。

## <岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正について>

○棚橋原子力防災係長

はい。原子力防災室の棚橋と申します。よろしくお願いいたします。私の方から県地域防災計画の修正について御説明申し上げます。資料としたしましては、資料1-1から1-3をお手元に御用意しておりますが、資料1-1の概要と資料1-3の新旧対照表を使って説明いたします。

まず、資料1-1を御覧ください。今回の修正でございますが、国の原子力災害対策指針の改定に伴うものでございます。今年度は国の指針が27年の4月と8月の2度にわたって改定されております。資料には修正のポイントとして、4月の改定に係るもの3項目を表面に、8月の改定に係るものを裏面に2項目挙げてございます。まず、4月の改定に係るものの1つ目といたしまして、UPZ外への屋内退避指示に関するものでございます。従来の指針ではプルーム通過に備えて、PPAと呼ばれる区域を検討するなど、UPZ外の対策については今後の課題とされておりました。しかし、改定された指針においては、UPZ外では事前の対策を行わず、災害時にその都度、国が原子力施設の状況ですとか、放射性物質の放出状況を踏まえて屋内退避の必要性を判断し、指示することとされました。これを受けまして、県の計画でございますが、この国の指示に基づく屋内退避の実施を基本としつつ、従来通り、国の指示がない場合でも、県が必要と判断する場合には、対策強化地域における屋内退避を指示する旨を規定いたします。具体的な規定につきましては、資料1-3の8ページを御覧ください。この表の左が現行の規定で、右が修正案となっております。修正案のうち、中ほどの第5節屋内退避、避難等の防護活動の節の冒頭にこうした屋内退避ですとか、避難等の防護活動に関する原則というものを記載しまして、それ以降、対応方針についても県の対応だけでなく、今回定められた国の対応も含めて、具体的に記述することとしました。この対応方針のなかのウにあたるものが4月の改定に係るものでございます。具体的には原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には国が屋内退避をする範囲を予防的に同心円を基礎として判断して、行政区画単位で指示することが定められましたので、県ではこうした指示を国から受けた場合に該当する市町村に対して屋内退避を指示するという、また、国の指示がない場合でも県が必要と認める場合は、屋内退避を指示する旨を記述しております。

次に2つ目の修正のポイントですが、安定ヨウ素剤の配布・服用に関するものでございます。資料の1-1に戻っていただきまして、2項目目でございます。資料にありますように、PAZ外においては、国が緊急時モニタリング結果等に応じて、「避難や屋内退避等と併せて」安定ヨウ素剤の配布・服用を指示するとされていましたが、今回「避難や一時移転等と併せて」と改定がなされました。これを受けまして、県計画では屋内退避に併せて安定ヨウ素剤の配布準備を開始するとしていたものを、避難準備開始に併せて開始するように修正します。具体的には資料1-3の10ページを御覧ください。その中の、第7節原子力災害医療活動の中ほどに2で安定ヨウ素剤の服用指示等と言うものがございまず、この表にありますとおり、従前はUPZで屋内退避が開始される全面緊急事態に先立ちまして、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があったときから、安定ヨウ素剤の配布準備を開始するとしておりましたが、今回の指針の改定に伴いまして、避難の際に配布・服用するようにタイミングが変更されましたことから、右のように全面緊急事態から避難の準備開始に併せて安定ヨウ素剤の配布準備を開始するというように改めます。以上が2つ目のポイントです。

3つ目のポイントですが、資料1-1に戻っていただきまして、モニタリング体制の整備にかかるものでございます。改定指針ではモニタリング結果の集約及び迅速な共有が可

能となる仕組みを整備するといった旨が新たに規定されまして、今年度、各県にモニタリング情報共有システムが配備されました。その一方で、従来、緊急時モニタリング実施計画の策定ですとか、避難の判断の参考情報として利用するとされておりましたSPEED Iに関する記述が指針から削除されました。こうした動きを踏まえまして、新たに配備されましたモニタリング情報共有システムに関する記述を追加する一方で、SPEED Iに関する記述を削除します。該当箇所は資料1-3の3ページでございます。その中の第9節緊急時モニタリング体制の整備の第2項のモニタリング設備・機器の整備・維持といったところの最後に「また、県は、国と連携し、平常時からモニタリング情報共有システムを整備・維持する」という記載を一文追加する一方で、現行の規定にあります5項の緊急時迅速環境放射能線影響予測ネットワークシステムの整備・維持、いわゆるSPEED Iに関する記述を削除するといったものでございます。以上が4月の改定にかかるものでございます。

続きまして、8月の改定に係るものの修正でございます。資料1-1の裏面に移っていただきまして、8月の改定は原子力災害医療に関する修正でございます。1つ目は原子力災害医療調整官の配置に関するものでございます。資料にありますように、原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携を進めるために、県災害対策本部内に、医師の派遣や傷病者の搬送等の調整を行う「原子力災害医療調整官」というものを配置するということが新たに指針に規定されました。これを受けまして本県では、医療救護チーム副リーダーである健康福祉部の次長を調整官として配置することといたします。具体的には資料1-3の10ページになります。第7節の原子力災害医療活動の1組織等の(1)医療救護チームの設置というなかに、原子力災害医療調整官にかかる規定を一文追加するほか、下の(2)の医療救護チームの業務の中に調整官の指示を受けて医療救護チームが派遣の調整にあたるということを追加いたします。

最後になりますけれども資料1-1に戻っていただきまして、原子力災害医療に関する修正の2つ目ということで、避難退域時検査に係る規定の追加を行います。従来の指針では避難先において住民に対する汚染スクリーニングを行うとしておりましたけれども、改定指針では避難先に至るまでの間に避難退域時検査という放射性物質の付着の有無を確認する検査を行うこととされました。この検査では避難の迅速性を損なわないために、避難者全員を検査するのではなく、まず、乗員の代用として車両の検査をし、汚染があれば住民の検査をすることとされました。これを受けまして、県の計画にこの検査に係る規定を追加します。具体的には資料1-3の5ページの第12節原子力災害医療活動体制の整備のなかに新たに第3項避難退域時検査及び簡易除染体制の整備という新しい項を追加いたします。

以上が8月の指針改定にかかるものでございます。その他、資料1-2にありますように、指針改定に伴います、字句の修正ですとか、組織変更に伴う修正など、所要の修正を予定しております。簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○井口部会長

はい。ありがとうございました。

それではただいま御説明いただきました、地域防災計画の修正案につきまして、資料1-1に係る項目につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

私の個人的意見としては、モニタリングの強化は良いことだと思うんですけど、その、シミュレーションの予測を削除するというのは、この専門部会の意見としても違う方向に  
いっているんで、不満ではあるんですけど、私自身は専門がケースプロテンケースをや  
っているんで、点とか面とかで測る技術は良く知っているんですけども、それだけで、時  
系列の面からいって3次元的な全ての空間を十分に予測、あるいは推測できるかという  
と、それは私の定義からいって無理だと。つまり同心円の簡単なモデルで概則するとい  
うふうに考えたりするんですけども、逆に間違えになることがありえるんで、指針とし  
てはシミュレーションとモニタリング結果のカップリングが一番望ましい姿ではあると  
思っております。

#### ○山澤委員

基本的には同じ意見なんですけれども、かなり古い、事故前の考え方、SPEED I 神  
話というとらえ方をしていたのはあったと思うんですけど、確かにそういった使い方は危  
険であり、間違いであったという反省はよくわかるんですけど、今回はかなり逆方向に行  
ってしまったという気がしております。その点については井口先生と同じ考えを持ってお  
りまして、シミュレーションにはシミュレーションの、制約は確かにあるんですけども、  
制約を踏まえた上でメリットというのが具体的にないといけないわけですから、それを十  
分に活かすようなかたちで考えていただけたら、非常にありがたいという気持ちは強く持  
っております。ただ、今回の岐阜県の防災計画の案ですけど、国の指針がこう変わったこ  
とに対して、どう対応するかという観点であればそれはすごく合理性があるという気がす  
るんですけども、一方で指針からSPEED I をなくすという事になったわけですけども、  
昨年の北朝鮮の核実験の際に拡散予測をやっているわけですよ。一方で無くしておい  
て、一方で頼るっていうのはどういった考え方なんだろうと。よくわからんなど。その辺  
の一貫性を持った、要するにそれなりの利用価値を認めるのであれば、原子力防災にお  
いても同じくらいの位置づけをもって考えていただけて、もう少し、現実を直視した、素直  
な見方で、原子力防災を真剣に考えていただけたらありがたいと思います。

#### ○井口部会長

ありがとうございました。

他に御意見とかありませんか。

よろしいですか。

#### ○山本委員

先ほど、SPEED I に関する議論がありましたが、福島第一の事故調査報告書の中で  
SPEED I がどう評価されていたかというのを申し上げますと、SPEED I というの  
は、先ほど山澤委員から御発言がありましたように、それに非常に頼りすぎたという  
のは間違いだったという評価があった上で、学会の報告書では、使えるような情報として  
使える場面があればですね、活用していくことも望ましいと、そういう定義の仕方であっ

たかと思います。そういう意味では、基本的に国の防災指針の改定にのっとった対応ということで、改定の方針については、私は特に意見はないのですが、一方で、岐阜県さん、例えば、独自の判断を入れるとか所々入れておきまして、今後中期的な課題でいいと思うんですけども、こういう予測シミュレーションをですね、県独自の判断の材料として使うというようなことは、考えてもいいのかなと思います。

○井口部会長

ありがとうございました。

他に何かありますか。

○水野原子力防災室長

御指摘を今後検討させていただきたいと思っておりますが、今回の改定は指針もさることながら、ネットワークシステムのSPEED Iは現実として廃止され、撤去しております。行政として防災計画上はなかなかそのまま残しておくのは難しいこともありまして、個別具体的なネットワークシステムであるSPEED Iが物理的にないということで、削除するという観点の修正でございます。御指摘の点は今後中長期的に検討して参りたいと思います。

○井口部会長

岐阜県の防災計画がどうこうという訳ではなく、もうちょっと再検討していただけないかというそういう意図はあります。

○高尾モニタリング対策官

御指摘の点は誠にごもっともでございますが、我々といたしましても拡散予測を全否定するという訳ではないです。ただ、今回が逆方向の改定という御指摘がございましたが、今回の改定は安全側に考えて、拡散予測を防護措置判断に使わないという点において削除するというそういう方向であります。例えば、平常時において防護措置ではなく、どのように緊急時対応するかという計画の参考ですとか、中長期以降において、被ばく評価等を、拡散予測を使って評価することは非常に有用なことであることは認めておきまして、国としても自治体の方々に支援していくという事はお伝えしておきます。現時点で防護措置判断に用いるのはまだ技術的に足りないところもございます。先生方の御意見とは逆方向にいつているという御指摘は非常にもっともですが、安全側に考えて拡散予測を用いず実測で補っていくという形で共有システム等整備していこうと思っております。よろしく願いいたします。

○井口部会長

ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

○山澤委員

この資料の1-1の最初のポイントですけれど、屋内退避はある程度の効果はあると思うのですけれども、過信するのも一方では問題があるかなと思います。屋内の放射性的エアロゾルと屋外との関係で、最近の家屋は換気率がかなりいいと。普通の状態ですと、屋内と屋外ですぐに近い状態になります。換気率が1時間あたり何回換気くらいのかたちの2回くらい。出て5回から2回くらいで変わりますので、屋外にプルームがあって、何時間もその状態が続きますと屋内にいても1時間か2時間のうちに濃度が高くなってしまいますので、こうしたことも踏まえて屋内退避といった対応のなかに、さらに屋内退避の効果を高めるために、喚起に対して注意していただきたい。それから、それに頼りすぎないということを十分に踏まえたうえで、具体的な対応策が必要だと思います。

○井口部会長

貴重な意見ありがとうございます。屋内退避を防災計画に入れるということですが、具体的な資料を作る際には、内部と外部を遮断するという事を住民の方に説明することも県の役目ではないかと思います。

○水野原子力防災室長

原子力防災に対する啓発を訓練の時にも行っているんですが、防護措置も啓発という観点で屋内退避について説明しておりますので、今後もこの点に注意して行っていきたい。

○井口部会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

安定ヨウ素剤の配備については、合理的だと思うのですが、県の計画の中に備蓄というのはどのようにお考えなのでしょうか。

○水野原子力防災室長

備蓄量はですね、安定ヨウ素剤が週50マイクロシーベルトの基準を超えるであろうシミュレーション結果に基づいた地域における全住民に対する57万人分の備蓄をしている。量としては十分な量が確保されております。

○井口部会長

それは未来永劫続けていくという事でよろしいでしょうか。

○水野原子力防災室長

今のところ変更する方針はないです。

○井口部会長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは特に御意見が無いようでしたら、今回の地域防災計画のモニタリング体制の整備につきましては、国の指針における配慮とシミュレーションの成果もそれができるような改定をする方向で改善をお願いしたいと思います。それから1番のUPZ外の屋内退避については丁寧に屋内退避の効果的な内容を使えるような努力をお願いしたい。安定ヨウ素剤は従来通り必要量を備蓄していただいて、万が一の場合に備えていただきたい。その3点くらいの意見かと思いますが、他に何か意見がありますでしょうか。

では、特に追加の意見がないようですので、今回説明いただいた原子力災害対策計画の修正案につきましてはこの部会としてお認めいただいたという事でよろしいでしょうか。

では2つ目の議題に入りたいと思います。

県の原子力防災対策に係る取組についてということで、昨年11月に行われました、原子力防災訓練につきまして、事務局の方から報告をいただきたいと思います。

### <県の原子力防災対策に係る取組について>

○鷲見危機管理部危機管理政策課原子力防災係主任

今年度県の原子力防災訓練を担当しております鷲見と申します。私の方からですね、資料2に基づきまして、今年度の原子力防災訓練について御説明を申し上げます。座って失礼いたします。お手元資料に平成27年度岐阜県原子力防災訓練の概要という資料の方御覧ください。今年度訓練の概要ですけれども、今年度の訓練は、平成27年11月29日の日曜日の午前中に実施をいたしました。参加機関といたしましては、UPZの揖斐川町をはじめ、昨年度に引き続きまして、多数の関係機関の皆様方に御参加をいただきまして、約700人の参加と御協力をいただいたところでございます。住民参加を伴う本格的な訓練は今回で4回目となりますが、4の訓練想定といたしましては、昨年度と同様、関西電力美浜発電所におきまして放射性物質漏えい事故が発生いたしまして、それが揖斐川町方面から県内に流入してくるという想定をいたしまして、これに対処する形で訓練を実施したところでございます。

次に、今年度の訓練の内容でございますけれども、今回の訓練のポイントは主に3つございました。1つ目のポイントといたしましては、(1)の災害対策本部運営訓練でございますが、これまでの訓練では時間の都合上ですね、発災から施設敷地緊急事態までの経過をスキップをいたしまして、またその後の、避難指示が出されるまでの数日間を半日に圧縮するようなどして訓練を実施してまいったところでございますが、今年度の訓練につきましては、国のオフサイトセンターと連携して、発災直後から全面緊急事態までのそ



った、初動対応に重点を置きました、本部運営訓練を実施いたしました。またですね、情報収集伝達訓練や本部員会議運営訓練におきましては、前提条件を事前に知らされていない状態におきまして、情報の収集・整理を行いまして、その場で作成された資料を用いて本部員会議を開催するという、いわゆるブラインド要素を加えたですね訓練を実施いたしております。

次に2つ目のポイントといたしましては、複合災害を想定した訓練の実施ということで行っております。1枚めくっていただきまして、2ページのですね、(2)②避難訓練を御覧ください。UPZのですね、揖斐川町坂内川上地区におきましては、例年に引き続きまして、バスや自衛隊車両による住民避難訓練を例年どおり実施するとともに、今年度はずね、唯一の避難経路でございます、国道303号の一部が複合災害により一時的に通行できないことをあらたに想定いたしまして、自衛隊ヘリによる避難行動要支援者の優先避難ということで、訓練を実施いたしました。

そして3つ目のポイントになりますけれども、国で新たに定められました、防護措置の手順の検証ということでですね、③避難退域時検査及び簡易除染訓練がそれに当たりますけれども、こちら先ほど県計画の修正のところでもお話をさせていただきましたけれども、昨年8月に国の原子力災害対策指針が改定されまして、避難住民の汚染検査の手順といたしまして、いきなり全員に検査を実施するのではなく、住民検査の代用といたしましてまずは車両の検査を行いまして、そちらで汚染が確認された場合は乗員の代表に検査を行うと、代表者も汚染されていた場合は乗員全員に対して検査を行うという手順が新たに定められたことからですね今回の訓練では、揖斐川町健康広場におきまして、この手順を確認するための訓練を実施いたしております。

主なポイントとしては以上の3つとなります。その他ですね、3ページ目の(3)にございますけれども、緊急時モニタリング訓練といたしまして、県の緊急時モニタリング計画に基づきまして、国のですね緊急時モニタリングセンターと連携した訓練というものを今年度新たに実施いたしております。

以上がですね今年度実施いたしました原子力防災訓練の概要でございますけれども、この訓練実施後ですね、アンケートを行いまして、訓練に参加いただいた方から御意見のほうをいただいておりますので、その中からですね、主なものを紹介させていただきます。

資料の方、御用意しておりませんので、口頭の方で御紹介させていただきます。まず、まず訓練全体への御意見といたしまして、訓練は今回で4回目となり、住民の原子力防災に対する意識も高まっており、屋内退避から避難、汚染検査というこういった、一連の流れを円滑に進めることができた、という御意見がございました。一方でですね、訓練参加が難しい高齢者や要援護者に対して、今後どのように周知・啓発を行っていくかが課題である、といった御意見がございました。また、個々の訓練に関しましては、まず、避難退域時検査訓練に関しまして、新しい手順に従った訓練を初めて行ったものですが、実際に手順を確認できたこと、また、訓練を通して様々な問題点を洗い出すことができた、とい

う御意見がございました。具体的にはですね、短時間で効率的に検査を実施するためには、誘導員をもっと増員した方がいいや案内看板の設置をするといった、そういったことを追加して、住民誘導をもっとスムーズに行う必要があるといった御意見ですとか、汚染の無いエリアと汚染の可能性があるエリアの両社の区分を明確化する必要がある、といった課題が御意見の方で挙げられました。次にですね、緊急時モニタリング訓練に関しましては、国の緊急時モニタリングセンターとの連携訓練が新たに加わりまして、より実際に即した訓練を行うことができた、という御意見がございました。という一方モニタリング現場からは、災害時にモニタリング担当者が登庁できるとは限らないため、誰でもですね機器が扱えるように研修・訓練の場をもっと設けてですね、機器の操作の習熟を図っていく必要がある、といった御意見がございました。今、御紹介させていただいた御意見の他にもですね、改善すべき点も含め様々な御意見をいただいておりますので、今後の訓練の方に活かしていきたいと考えております。以上、簡単ではございますが、私からの原子力防災訓練の概要の説明を以上とさせていただきます。

○井口部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今御説明がありました、今年度の原子力防災訓練につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

○山本委員

こういう防災訓練を長い期間にわたってやってきたのは関係各位の努力が大きかったかと思えます。こういう防災訓練の目的の一つは、先ほど問題点としてあげさせていただきましたけれども、うまくいかなかったところがどこだったかを確認することが非常に重要でありまして、そういうポイントをいくつかのグレードがあるかと考えておりまして、いくつかの手順の改良等で対応できるものから、例えば体制とか制度とかの大きな話までいろいろあると考えておりまして、そういう意味では体制とか大きなことに関して今後取組んだ方が良さそうなことがあればここで補足していただければありがたいです。

○水野原子力防災室長

訓練は毎年、今年はこのテーマでやろうと考えながらやるのですが、体制としましてはどうしても訓練となりますと、UPZの揖斐川町さんを中心にやるということでございますが、岐阜県といたしましては広い範囲での訓練も検討しておりまして、昨年度はですね関ヶ原町さんとか他のところも関連してやっておりますので、UPZはマストとしてやるとしてですね、UPZを超えた部分についてどうするかを踏まえながらですね、今年度、次回についてはどうするかということを関係機関と相談しながらやっていきたいと思っております。体制としては、どこまでの範囲を考えて今年度やっていくかというような事

はいつも念頭にありながら、あくまで、訓練をどういうふうに立てつけていくかということとは、また関係機関と相談しながら行っていきます。

○井口部会長

私も4回防災訓練に参加しておりますけれども、毎年進化していると思います。だんだん現場力が強くなっているという実感があります。いっきに大規模なものではできないですけれども、小規模ながらやっていない部分をつぶしていくというそういうことでは非常に妥当な訓練をやっているのと、体制もよくできているのではないかと、国との連携が今回ちゃんと繋がったというかたちで、非常によかったのではないかというふうに、個人的には参加した者としては思います。

他に何か御意見ありますでしょうか。

○山澤委員

先ほど御説明のあったモニタリングの方なんですけれども、今回モニタリングセンター（EMC）に要員を派遣して、具体性というか現実味を帯びた格好で進められたという状況でいいと思います。中身なんですけど、モニタリングセンターへ派遣したということは、何人くらい派遣して、どういうことやったかということと、県独自のモニタリングを実施したというのはどういったことをどの程度やられたのか簡単に御紹介いただきたい。

○山内環境管理課環境安全係長

EMCの方へ環境管理課の職員を1名派遣いたしまして、EMCからでる指示を環境管理課にあるテレビ会議システムがございまして、そちらの方で指示に従ってモニタリングを行うと。それはUPZ内に対しての指示がありました。それ以外に県独自として関ヶ原町の方から入ってくるプルームもあるということで、関ヶ原の方は独自でモニタリングを実施しております。

○山澤委員

そうしますと、モニタリングセンターの方に派遣というのは、リエゾンで出て行っていると。それともう1つ最初のほうに情報伝達訓練で本部員会議資料をその場で作成したとありましたけれども、そことモニタリングとのリンクというのは今回あったのでしょうか。そことは独立にモニタリングとは関係なく進んでいったのでしょうか。

○水野原子力防災室長

今回はですね、時間軸をずらしてですね、それぞれ独立にやっていくというイメージのところがございまして、本部のところにはデータが来るんですけれども、それを使ってという所までは、時間軸のずれでやらなかったというのが実際のところです。

○山澤委員

そうしますとこのモニタリング訓練は指示の伝達であるというそういう部分をやられたという事ですね。わかりました。結構、モニタリングデータの伝達というのは大変なところがあるのかなと。県独自でなんらかのそれに対して判断をくだすという事があるのであれば、その分、難しいことがでてくるのではないかと思います。それから先ほど感想でありましたけれども、モニタリング機器の使い方の習熟についてありましたけれども、1回使ってみれば、ああこんなものかという話ですので、ぜひ、裾野が広がるような形で使っていただくのがいいのかなと気がいたします。

○高尾モニタリング対策官

モニタリング訓練につきまして、EMCの方で、今年度整備しました統合防災ネットワークを用いまして、先ほど山内係長からありました、テレビ会議でEMCと県庁の拠点をつないで連絡しつつ、情報の共有を行いました。また、私は揖斐川の実動部隊を評価させていただきましてけれども、その方々はラミセスを用いた走行モニタリングとか現地の測定等を行いました。このラミセスにあげたデータは、先ほど話がありましたが、情報共有システムの方にですね、上がってきますので、情報の伝達等をEMCを通じて我々は直接データを見ることができます。そういったシステムが今年度構築されてきましたので、そういう意味ではやり方を確認できてよかったと思います。揖斐川の実動部隊について回って思ったのですが、習熟度が非常に高いと思いました。一般の方々との差はやはり大きいと思いますので、国のモニタリングの基礎講座等ありますので、その辺を活用いただければとおもいます。以上です。

○井口部会長

ありがとうございました。他に御意見ございませんでしょうか。

それでは実際に訓練に参加していただきました、揖斐川町長に一言いただきたいと思えます。

○宗宮委員

訓練を4回重ねています。今、お褒めのようなことも聞いておるんですけども、私たちはやはり現場として、一番大切なことは、住民の意識をしっかりと高めるという事が重要かなという思いがあります。順をおって訓練をやっていただいて、町民もだいぶ熟度が高まってきた気もするんですけども、UPZの範囲内の避難者を対象に実施しておりますが、できれば、町全体が意識を高めるという事もこれから大事ではないかと思っております。そういった面のなかで、できることなら全町あげて、というより、それに近いようなやり方が何か方法が無いかという思いがあります。これは、意識を高めるということが一番重要かなと思っております。それを4回目の訓練の時に町民の皆さんにもお話をしながらや

っているのですけれども、住民の皆さんは今回の訓練の中で一番は、やはり一元的な意識ができてきたという事で、ほんとに動きもよかったですし、いつもですとだらだらと集まって、だらだらと解散するというようなこともあった気がしますけれど、今は機敏な動作、自分の役割というものも意識ができたかなと思います。ぜひ続けていただいて、わたくしの町でいいますと、課題は町内全員で何とかやる方法はないかと思っております。意識は町全体で高まってきていると思いますので、今後も訓練をお願いしたいと。よろしく。

○井口部会長

ありがとうございました。揖斐川町の訓練、全体の訓練について何かコメントありますか。

○河合危機管理部長

毎年、町長さんには訓練に参加いただきありがとうございます。ベーシックな部分で毎年きちんと押さえないといけない訓練と、過度に危険をあおるということではあってはいけないと思いますが、いろいろなことを想定し、さらにいろんな方に参加していただく仕掛けと同時並行的に今後ともやっていく必要があると思います。とりわけUPZ内の川上地区というエリアについてはですね、たぶん今後も飛躍的に人口構造が大きくかわるといいう事があまり想定されないわけですし、そうしますと、毎年訓練をされる方は、毎年参加されることになりますが、ただ一方で、先ほども出ましたけれども、要援護者の方の対策といったものも毎年きちっと考慮してやっていきたいと思っておりますし、エリアを広げていろんな方に参加してもらおうという仕掛けについても今後いろんなかたちで検討してやっていきたいと思っております。それとこれはどこまで想定してどこまで訓練をやるかというのは、大きな課題ではあるのですけれども、今回複合災害が起きたという想定で、道が通れないという想定でやりましたが、いろんな最悪の事態を考えてやらないといけない。かなり台風の時期で自衛隊のヘリが飛べないという想定があるかもしれない。ひょっとして、原子力災害が起こった時に同じタイミングで南海トラフ地震が例えば発生し、われわれ本庁の本部として対応する人間がきちっと対応ができるのかという問題も出てくるかもしれません。そういった部分どこまでやっていくのかと、きりが無いんですけど、1個1個ステップアップして、いろいろなことに対応できるような準備を進めていきたいと思っております。

○井口部会長

ありがとうございました。続きまして、内閣府の木村専門官も御参加されたという事で何かありますでしょうか。

○木村内閣府原子力防災専門官

今回、災害対策本部運営訓練に参加させていただきました。私も3回参加させていただきましたが、毎年少しずつ違う形で工夫の跡が感じられる訓練でした。今回に関しましては、訓練目的、検証項目が具体的に定められて、まず1つシナリオと切り離されて、本部運営訓練と実動訓練が行われて、目的に応じた訓練を構成されて、限られた時間で参加された方の事を考えられて、そういうことを進められているのは非常に大切だと感じております。来年度以降につきましても、やはり同じように具体的に対処項目を提示されて訓練構成を考えられてやっていただければ、それがそのシナリオ非提示、最近はやりのブラインド形でなかったとしても、いろいろな状況にあった訓練と申しますか、そういう形でやっていただいて、現場の力を蓄えていただけることを切望しております。また、先ほども議論になっておりましたが、参加される方々へ繰り返し理解を頂けるように説明をしていく必要があると感じておりますので、引き続きやっていただいて、最終的には住民の方々の安全確保を最終目標に住民の方々の御理解を促進していく必要があると感じております。

#### ○井口部会長

ありがとうございました。私も参加して、今回現場の方々の習熟度がかなり高いなと思いきまして、遠くから見ていたのですけれども、車等のスクリーニング技術については遜色ないというか、普通に専門の方がやっても、ああいうやり方をやったと思いますね。それから、揖斐川町長さんからもあったように従来も相手は毅然として参加していただけて、実効性が上がっていることを感じました。先ほどアンケートで2つばかり直した方がいいなとおもったことがありました。検査のために流していく導線について、説明される方が導線にいらっしゃるんですけど、プラカードなどを持って、説明がなくても見た人がそこに集められるような、そういう導線の工夫があったほうが、より効率的に検査の実施が受けられるのではないかと。それから、車の簡易除染をやっていたんですけども、自衛隊の方がやられてたんですよ。除染をした水を吸い上げているんですけど、それが周りに飛び散っていたように見えたんですね。除染と非除染の区別がついても、訓練という事で十分に必要ではないのかもしれないけれど、本番の時にはちゃんとやらなければならないと思いますので、除染と非除染という明確に区別したように持っていくと、実際の場合に有効かと感じました。いずれにせよ、先ほどから出てますように、大規模にすると継続が難しくなるので、部分的でもいいので実効性を出すと、一番大事なのは、現場の方の判断とトップの方の判断、情報量が違いますので、こういう防災訓練で現場の方とトップの方の判断が一致するようなそういうような訓練をしていただいて、情報伝達の国から現場へ一本指令が通ったというような、齟齬が無いような判断できるような訓練シナリオを考えて頂けるといいんじゃないかなと思いました。

防災訓練について何かほかに意見ありますでしょうか。

では、次の議題に移らせていただきます。福井エリア地域原子力防災協議会における取

組状況について、オブザーバーで御出席いただいている国の担当者の方から情報提供していただきます。ではよろしくお願いたします。

## <福井エリア地域原子力防災協議会における取組状況について>

### ○木村内閣府原子力防災専門官

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官（敦賀担当）の木村と申します。岐阜県防災会議原子力専門部会の貴重なお時間をいただき、福井エリア地域原子力防災協議会における取組状況について、ご説明する機会を与えていただいたことを感謝申し上げます。

最初に、「高浜地域の緊急時対応」という資料の位置付けについてご説明します。この資料は、平成26年9月12日の原子力防災会議において提示された「川内地域の緊急時対応」、平成27年10月6日の同会議で提示された「伊方地域の緊急時対応」と同様に、平成27年12月18日に原子力防災会議において高浜地域の緊急時対応が具体的かつ合理的であるかを確認するため、原子力災害対策指針の考え方に基づき関係府県、市町村の地域防災計画、避難計画等で定められた事項を整理した資料です。関係府県、市町村におかれましては、緊急時防護措置実施の考え方をご理解いただき、地域防災計画や避難計画等を具体化、充実化を継続していただくことが重要と認識しております。

次に、資料3-1【「高浜地域の緊急時対応」のとりまとめについて】の1ページをご覧ください。福井エリアの地域原子力防災協議会に関する経緯等についてご説明いたします。平成27年3月20日、関係道府県、市町村の地域防災計画、避難計画等の具体化、充実化を支援するため、内閣府は原子力発電所の所在する全国13地域に地域原子力防災協議会を設置いたしました。福井エリアにつきましては、各地域に特化して具体的に解決すべき課題を検討するため、各地域毎に分科会を設けることとし、平成27年3月20日～12月16日の間、「高浜地域の緊急時対応」のとりまとめを重点的に実施してまいりました。

福井エリアの原子力防災に関する協議は、地域原子力防災協議会より古く平成24年12月には「広域的な地域防災に関する協議会」を設置し、この協議会の下に関係府県で認識の共有と調整等を図るため、「広域的な地域防災の検討チーム」を置き協議を重ねてまいりました。また、平成25年9月からは、内閣府・原子力規制委員会が全国13地域のワーキングチームを設置し、それまでの検討事項はこのワーキングチームに引き継がれて協議を重ねてまいりました。福井エリアの原子力防災に関しましては、平成24年末から継続して協議を続けていた成果があり、これらの協議を通じて得られた共通認識や課題に関する合意事項等が、「高浜地域の緊急時対応」の底辺にあると考えます。

次に、資料3-2【高浜地域の緊急時対応（概要版）】の1ページをご覧ください。左下に「2. 原子力災害対策指針における緊急時防護措置実施の考え方」があります。

原子力災害の緊急時対応は、事態の進展に応じて関係者が共通の認識に基づき意思決定

を行うことが重要となります。このため、緊急時防護措置実施の考え方をご理解いただくことは、地域防災計画や避難計画等の具体化、充実化の基本となると考えます。

原子力災害対策指針におきましては、国際機関等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、初期対応段階において原子力施設の状況に応じて観測可能な指標に基づき、迅速に防護措置を実施できる意思決定の枠組みとして緊急事態区分（EAL）を定めています。同資料1 ページ左下の発電所の絵から下に伸びるオレンジ色の矢印が、時間的経過を加味した事故等の進展と緊急事態区分（EAL）を表しています。原子力施設の状況に応じて観測可能な指標としましては、警戒事態（AL）であれば立地道府県で震度6弱以上の地震が発生した場合など、施設敷地緊急事態（SE）であれば全交流電源の喪失、蒸気発生器への給水機能喪失など、全面緊急事態（GE）であれば非常用炉心冷却機能の喪失などがあり、各緊急事態区分は段階的に設定されています。なお、全面緊急事態（GE）は、必ずしも放射能の放出を意味するものではありません。ただし、原子力災害の状況は多様々であり、緊急事態区分に至る時間は一様ではなく、短時間で事故が推移する可能性も否定できません。

また、放射性物質の放出後におきましては、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があることから、このような事態に備え緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施基準（OIL）に照らして、必要な措置に関して判断し防護措置を実施することとなっております。

さらに、原子力災害が発生した場合、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさや影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要があります。原子力災害対策指針においては、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる原子力災害対策重点区域を設定しております。同資料1 ページ左下の1 ページ左下の発電所の絵から右に伸びる黒色の矢印が、地理的な広がりを加味した実用発電用原子炉に関する重点区域を表しています。重点区域は、大きく3つに区分されます。原子力施設から5キロメートルまでの、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急事態区分（EAL）に応じて即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から「予防的に防護措置を準備する区域（PAZ）」、原子力施設から5～30キロメートルの確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急事態区分（EAL）、防護措置の実施基準（OIL）に基づき「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」、そして放出の状況に応じて緊急時モニタリングを実施し防護措置の実施基準（OIL）に基づき、必要に措置を講じる原子力施設から30キロメートル以遠の地域があります。

次に同じ資料3 ページ「③UPZ圏における屋内退避、一時移転等の考え方」をご覧ください



ださい。この表は、先ほどご説明した緊急時防護措置実施の考え方にに基づき整理された、高浜地域におけるUPZ圏の屋内退避、一時移転等の対応を図式化したものです。詳細は割愛させていただきますが、基本的な項目として避難行動の単位となる対象地区別の人口・世帯数、避難行動要支援者数、集団で避難する場合の一時集合場所、一時集合場所の住所、避難先、避難先の住所、避難に使用する道路等の避難経路、住民への避難情報の伝達手段、移動手段、事前周知事項等の明確化が必要となってまいります。また、施設敷地緊急事態要避難者に関して具体的に確認し、要避難者の状況に応じた防護措置を準備する必要もございます。さらに、避難退域時検査・簡易除染場所の設定等、多くの具体化すべき事項もあります。

最後に、「高浜地域の緊急時対応」に関して協議を進めていく上で、論点となった事項を2点ご紹介させていただきます。

第1は、他県に設置する避難退域時検査・簡易除染場所候補についてです。福井エリアの特徴として、福井県は複数の避難先を確保するためには県外へ避難を準備する必要があり、必然的に関係府県を通過して避難しなければならない場合があります。このため、地理的に隣接する関係府県内に、避難退域時検査・簡易除染場所候補は設定せざるを得ません。「高浜地域の緊急時対応」の協議におきましては、避難退域時検査・簡易除染場所候補に関する合意や、避難退域時検査・簡易除染場所の運営等に関する調整に多くの時間を要しました。

第2は、避難経路の渋滞抑制についてです。同資料1ページ右下「UPZ圏内市町の広域避難先」をご覧ください。福井県4市町の県外避難先は兵庫県三田(さんだ)市ほか15市町、京都府7市町の南方避難先は兵庫県神戸市ほか18市町と一部は徳島県鳴門市ほか2市町となっております。福井県の県外避難と京都府の南方避難が重なると、高速道路、幹線道路等の限られた避難経路に避難車両が集中することになります。このため、UPZ圏内住民の段階的な避難を基本として、高速道路への流入路の追加、代替避難経路の設定等により、一定の渋滞抑止に関する効果が期待できることを、避難時間シミュレーションにより確認いたしました。また、関係府県間で避難車両の台数抑制についても協議を重ね、乗り合わせ等による避難車両の抑制を図るよう努めることとしております。

今後は訓練等を通じて、現状の地域防災計画、避難計画等の実効性を確認し、関係府県と連携して避難対策等の更なる充実化を図っていくこととしております。

以上簡単ではございますが、福井エリアの地域原子力防災協議会における取組状況について御紹介させていただきました。ありがとうございます。

○井口部会長

ありがとうございました。

大変な成果だったと思いますけれども、何か、今御説明いただきました、福井エリア地域原子力防災協議会における取組資料に関して、御意見とか、御質問がありましたらお願

いします。

○山本委員

御説明ありがとうございました。PAZ圏における避難・屋内退避の考え方の中で、避難行動要支援者の中の、人数を把握されていると思うんですけど、時間とともに人数も変わっていくと思うんですけど、どれくらいの頻度で、対象の方の把握をされているのか教えてください。

○木村内閣府原子力防災専門官

御質問ありがとうございます。このところは非常に難しい問題が御座いまして、高浜町や舞鶴市さんにつきましては、確認するということが大きな労力になっておりまして、御質問にありましたように、この後、どういう間隔で、最低1年くらいの間隔で何とかやっていきたいというのが、まとまった直後のお話ですので、まだ改定できているとことが御座いませんけれど、今、そういうお話を関係の市町さんからは伺っております。それでも、相当な労力が必要になってくるのではないかと思いますけれども、そういうかたちで、年度単位でもしくは年単位で確認するというようなことを考えられておられるという状況でございます。

○山澤委員

避難する方のスクリーニング検査等の資材の割り振りがかなり調整苦勞をされたとお聞きしたんですけど、基本的な考え方として、こういった避難者のスクリーニングは出す側がやるのでしょうか、それとも受入側がやるのでしょうか。

○木村内閣府原子力防災専門官

基本的な考え方は、出す側が準備をするということで、基本的な合意と言いますか、確認をされた事項でございます。要員につきましても、当然のことながら、他府県まで及ぶことなんですけども、出す側が準備をすると。そのためには、府県さんの職員、そして市町さんの職員だけで、対応できるものでもございませんので、事業者、実動組織、自衛隊、警察、消防の方にも協力していただいて、体制を組む。そういう方々の協力をいただいて体制を組んでいくということで、作られております。

○山澤委員

ほぼ全国でこういう形の計画がつくられていくと、やはり、基本的に出す側がスクリーニングをやるという基本的な考え方ということでしょうか。

○木村内閣府原子力防災専門官

この考え方につきましては、川内地域の緊急時対応から、たまたま川内につきましては鹿児島県ひとつのなかで全て収まるという方になっておりますので、それから引き継がれていきまして、伊方、高浜と、それから、制度的には出す側が準備をするということです。避難される住民の方というのは、これは、福井県の退域時検査場所なのか、京都府の避難退域時検査場所なのか、わからないという。そのところは、入ってきた方々については、府県が違うからといって、はじくのではなく、そこでやっていただくというようなことまで含めて、御確認いただいていると認識しております。

○井口部会長

他に御質問、御意見ないでしょうか。

○山本委員

もう一つだけお伺いしたいのは、放射性物質で汚染された方が、医療機関にかかるようなことが、当然自然災害があると想定されるわけなんですけど、汚染された方の受入に関してですね、どういう調整をなされたのか、もしくはなされようとしているのか、教えてくださいいただけますでしょうか。

○木村内閣府原子力防災専門官

被ばく医療につきましては、いま、明確なところが無いところです。汚染された方、これは今、新しい体形で、昔で言いますと一次被ばく医療、二次被ばく医療とか言いますが、地域毎に被ばく者を受入れていただくための医療施設について、県が指定するようになっております。今そういう形で整備して、最終的にはこういう被ばく医療機関、支援する組織も含めた体制においては被ばくされた方の受入れから、治療まで行うことで進んできております。福島の実例から申しますと被ばくされた方を受け入れられないというような事象が多々あったと聞いておりますので、いろいろな機関を通じまして、具体化を進めている最中です。

○井口部会長

他にいかがでしょうか。

私の方から2点質問させていただきたいんですけども、資料3の3ページで、UPZ圏における屋内退避・一時移転等の考え方につきまして、各段階の方をある施設に集めるということなんです。その屋内退避っていう、自宅に帰すという事ではなくて、一時移転するところに向けて最初に、各段階の方を指定した施設に集まっていただく、そういう事の意味で、ここに屋内退避というのが書いてあるという認識でよいでしょうか。どういうふうに解釈すればよいでしょうか。

○木村内閣府原子力防災対策専門官

屋内退避につきましては、各自方々の家でということです。

○井口部会長

真ん中の学校・保育所といか言うのは、施設と書いてあるがそれは自宅ではないんですね。

○木村内閣府原子力防災対策専門官

学校・保育所につきましては、まず、警戒事態と施設敷地緊急事態に入りましたら、親元に帰すというのが原則となっております。親元に帰せない児童さん、生徒さんにつきましては、学校で引き受けて、避難までしていただいて、そこで親御さんにお渡しするということになっております。

○井口部会長

一旦屋内退避していただいて、そこから一時移転が必要な場合には、各家庭ごとに連絡をして、先ほど言った、段階的な移動をしてもらうという情報伝達の仕組みはできているわけですね。

○木村内閣府原子力防災対策専門官

情報伝達手段につきましても、全体版のほうには、どういうものを使って、誰がやるのかというものも含めて、確認をしております。

○井口部会長

最後に言われた、今回作られた広域避難体制について、実効性を確認する訓練をやるとおっしゃっていたんですけれど、すごいなあと思うんですけれど、具体的に言うとどういった訓練を想定されているのでしょうか。

○木村内閣原子力防災対策専門官

今、大飯地域の緊急時対応を進めさせていただいているところなんですけれども、それと並行いたしまして、高浜地域、大飯も含めまして、各県ごとの訓練ではなくて、3府県合同、この場合ですと、福井県さん、京都府さん、滋賀県さんの3県合同で訓練をなんとかやれないかということを検討している状況です。

○井口部会長

合同でやるというのは理解できるんですけれど、要は、岐阜県さんみたいにある程度対象が絞られてて、そこで資源を投資しているという感じがあるんですけれど、広域になる

とたくさんの方がいらして、実効性を確認するとしたら、具体的に何をやればいいのかと思いつかないので、もし何かアイデアがあれば教えていただきたいと思ひまして。

○木村内閣府原子力防災対策専門官

まだ、具体的な訓練構成ですとか、そこまでは議論に至っていません。まず、先ほど申しましたように、訓練目的、検証項目、例えば渋滞抑制については、具体的にどこの渋滞抑制が測れるのか、測れないとか、一定の交差点がP A Zの避難のなかで混むと予想されているところがありますので、考えられている対策を施すとした場合、参加されている住民の数で確認できる、できないが出てくるんですけども、具体的な評価項目の洗い出しをして、そういうものやってみて確認する。その場合には参加していただく住民の方の数で、どれだけの事が検証できるか、この検証がどれだけ有効なものなのか、実効性のあるものなのか考えながらやっていく必要があると。それにつきましては、今後検討を進めて参りまして、訓練の形態や主催のためになると、そういうものを決めたという、個別具体的に検討を進めていこうと考えております。

○井口部会長

ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特に御意見、御質問等ございませんようでしたら、本日予定していた議題につきましては終了とさせていただきます。何か全体を通じまして、御意見がございましたら、ここでお願いします。

本日の議事録は事務局で整理し、皆様に御確認いただきたいと思ひます。次回の専門部会の開催については、事務局と相談しながら考えたいと思ひます。事務局においては、国や原子力事業者の動きも含め、今後も情報収集していただきまして、非常にタイムリーな開催をお願いしたいと思ひます。それでは特に御意見が無いようですので、進行を事務局にお返ししたいと思ひます。

○水野原子力防災室長

長時間にわたりありがとうございました。

それでは今年度の原子力専門部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。